

障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱

(令和6年10月9日付け6障第640号健康福祉部長通知)

(趣旨)

第1 この要綱は、すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設（以下「障害児通所支援事業所等」という。）における性被害防止対策に係る設備等支援を通じて、当該対策の推進を図ることを目的とし、第2に掲げる事業の実施に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2 この補助金は、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業実施要綱（令和6年7月23日付けこ成総第82号・こ支総第82号こども家庭庁育成局長、支援局長連名通知別紙）に基づき、障害児通所支援事業所等において、性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

(交付の額の算定方法)

第3 補助金の交付の額は、次により算出された額の合計額とし、算出された事業所（施設）ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める対象事業所等ごとに、同表第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第4 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業に要する内容の変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更については、この限りではない。
 - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
 - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20%以上変更とならないもの
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかに知事に報告して、その承認又は指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反

して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等（共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。
- (8) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

（申請書の様式、関係書類及び提出期限）

第5 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業所（施設）別申請額一覧
 - (3) 事業計画書
 - (4) 補助事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の書類の提出期限は、別に定める。
- 3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りではない。この場合において、補助事業者は、第6第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

（消費税仕入控除税額の報告）

第6 第5第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告

するものとする。

2 第5第3項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

（変更承認の申請等）

第7 第4の規定による変更等の承認申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

（交付申請の取下げ）

第8 規則第7条の規定による申請の取下げは、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を、本補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に知事に提出して行うものとする。

（事前着手）

第9 補助事業は、交付決定前に着手することはできないものとする。ただし、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

2 交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金事前着手届（様式第6号）を知事に提出するものとする。

（実績報告書の様式、関係書類及び提出期限）

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業所（施設）別精算額一覧
- (3) 事業実績報告書
- (4) 補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当

該承認通知書を受理した日とする。) から起算して 15 日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

なお、交付決定日以前に補助事業が完了している場合は、交付決定日から起算して 15 日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付の請求)

第 11 補助金の額の確定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付請求書(様式第 8 号)を知事に提出するものとする。

(書類の提出部数)

第 12 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、1 部とする。

(細則)

第 13 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 9 日から施行し、令和 6 年度の補助金から適用する。

別表（第2関係）

1 対象事業所等	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
障害児通所支援事業所 障害児入所施設 （中核市に所在するものを除く）	1事業所（施設）当たり 100,000円	障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	3 / 4以内

（注1） 令和6年4月1日以後に着手した事業に係る経費を対象とする。

（注2） 一の事業所（施設）において、複数のサービス種等の指定を受けている場合は、指定を受けているサービス等の数にかかわらず、基準額は100,000円とする。